

横浜市における森林環境税・譲与税の活用について

1 基本的な考え方

- 森林環境税の趣旨を踏まえ、林業が成り立たない山間部の森林整備を支えるため、都市部の役割として国産木材の利用促進と普及啓発を図ります。
- 森林環境譲与税は、市立小中学校の建替や改修、増築の際にエントランスや教室などの内装仕上げ等の財源として活用し、国産木材を活かした学校整備を進めることにより、木材の消費促進とともに、子供たちに木材と触れ合う環境を整備することで将来における木材の消費拡大につなげます。
- また、令和5年度以降は公園などの市民利用施設等にも森林環境譲与税の活用先を拡大し、多くの皆様に木のぬくもりを感じていただきつつ、国産木材の利用や森林整備の必要性などの普及啓発を図っていきます。

＜参考＞森林環境譲与税の使途（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第34条）

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する経費に充てなければならない。

- 1 森林の整備に関する施策
- 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進
その他の森林整備の促進に関する施策

2 横浜市における森林環境譲与税の歳入見通し（令和7年度予算時点）

（単位：億円）

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
譲与税額	1.4	3.0	3.1	4.0	4.0	4.4	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
累計	1.4	4.4	7.5	11.5	15.6	20.0	24.8	29.5	34.3	39.0	43.8	48.6	53.3	58.1	62.8

※市区町村への譲与基準：私有林人工林面積によって55%、林業就業者数によって20%、人口によって25%配分

（令和5年度までは、私有林人工林面積：50%、林業就業者数：20%、人口：30%配分）

※譲与基準は、農林業センサス（私有人工林面積）、国勢調査（林業就業者数、人口）の結果により変動

※～5年度：決算額、6・7年度：予算額、8年度～：7年度予算同額と推計

3 横浜市立小・中学校施設の建替事業への森林環境譲与税の充当について

- 本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備してきたため、現状ではおよそ7割の学校が築後40年を経過しており、10年後にこの割合は9割近くにまで上ります。
- 効率的、効果的に建替えを進めるため、学校施設の建替え等に関する基本方針を策定し、小・中学校482校（令和5年4月時点）について、令和2年度の新設校が築70年に達する令和72年度までに平準化して建替えを行うため、令和2年度から建替え等を進めています。
- 建替えにあたっては、森林環境譲与税を活用し、内装等、子どもたちの目に触れる範囲を中心に木材を使用します。

※建替校数が少ない事業開始当初は、一部を基金に積み立て、令和8年度以降に行う万騎が原小学校（木造校舎）の整備等、学校建替事業の財源として活用する予定です。